

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	寝屋川市 個人市・府民税の賦課に関する事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は個人市・府民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

寝屋川市長

公表日

令和7年2月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寝屋川市 個人市・府民税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>個人市・府民税の賦課に関する業務とは、地方税法等の法律及び市税条例に基づき、納税義務者の賦課期日である1月1日現在における住所所在の市町村で課税する道府県民税と市町村民税の課税事務のことを指す。</p> <p>【課税準備事務】 ①住民税の申告が必要な者に申告書を発送する。 ②給与支払報告書の提出義務がある者等に対し、給与支払報告書(総括表)を送付する。</p> <p>【課税資料受付事務】 ①給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) 特別徴収義務者である事業所から提出された給与支払報告書を受け付ける。 ②住民税申告書の受付及び確定申告書の受領(国税連携)(紙、国税連携電子データ) 個人から提出された確定申告書、住民税申告書、各種控除申請書等を受け付ける。 ③公的年金支払報告書の受付(紙、eLTAX) 年金保険者が提出した公的年金支払報告書を受け付ける。 ④他市町村への資料回送 本来申告されるべき市町村へ該当資料を送付する。</p> <p>【当初賦課決定事務】 受領した課税資料を個人毎に仕分けし、複数の課税資料を突合の上、賦課内容を決定し、税額等を本人へ通知する。 ①納税通知書等の作成 賦課内容を基に、徴収区分毎に税額通知のための書類を作成し、特別徴収義務者及び納税義務者に対し、通知する。</p> <p>【賦課更正事務】 当初賦課決定後、本市による所得の有無に係る調査、税務署に提出される修正申告書又は更正の請求等により賦課内容に変更があった場合、賦課変更を行い、税額等を納税義務者等に通知する。 ①賦課変更通知 賦課変更に係る税額等を特別徴収義務者及び納税義務者に対し、通知する。</p> <p>【調査事務】 ①扶養調査 適用している扶養控除等に誤りがないか調査する。本市で扶養親族が特定できない等の場合は、本人に対し照会を行い、扶養控除等の適用に誤りがあれば、賦課変更を行う。 ②未申告調査 当初賦課決定後、課税資料の提出がない納税義務者に対し、所得の有無について確認するため、住民税申告書を送付し、申告書の提出を催告する。 ③返戻調査 納税通知書等の送達を受けるべき者の住所等が不明である場合、賦課関係帳簿書類、実地及び市町村役場の調査を行い、送達すべき住所等を特定する。 ④地方税法第294条第3項に基づく通知 本市の住民基本台帳に記録されていないが、市・府民税を課税している者について、住所地市町村に対し、地方税法第294条第3項に基づく通知を行う。 ⑤税務署に対する通知 本市が行った調査に基づき、賦課変更が生じたことにより、国税当局においても所得税の変更を行う必要があるときは、本市が把握した賦課変更に係る情報を所轄の税務署へ通知する。</p> <p>【証明書発行事務】 市・府民税の賦課情報について、申請に基づき、所得証明書・課税証明書を発行する。</p>
③システムの名称	個人住民税システム、宛名システム、団体内統合利用番号連携サーバ、自治体中間サーバ、証明書コンビニ交付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、イメージ管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名特定個人情報ファイル、個人住民税特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条、別表24の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号、第9号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(48の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民サービス部(税制・市民税担当)
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号 総務部総務課 072-825-2195
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民サービス部(税制・市民税担当) 072-813-1114
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び重点項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	原則として、納税者等から個人番号を取得することができないときに限り実施するCS端末を利用した照会については、4情報又は住所を含む3情報により照会している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月10日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要	個人市・府民税の賦課に関する業務とは、地方税法等の法律及び市税条例に従い、賦課期日である1月1日現在の住所で課税され、住民が納める都道府県民税と市町村民税の課税事務のことを指す。	個人市・府民税の賦課に関する業務とは、地方税法等の法律及び市税条例に従い、賦課期日である1月1日現在の住所で課税する道府県民税と市町村民税の課税事務のことを指す。	事後	
平成30年10月10日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要	<p>【当初賦課決定事務】 課税資料として受付けた個人毎の複数の課税資料を突合せ賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。</p> <p>①納税通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。</p>	<p>【当初賦課決定事務】 課税資料として受付けた個人毎の複数の課税資料を突合せの上、賦課内容を決定し、税額等を本人へ通知する。</p> <p>①納税通知書の作成 賦課内容を基に、徴収区分毎に税額通知のための書類を作成する。</p>	事後	
平成30年10月10日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム名称	個人住民税システム、団体内統合利用番号連携サーバ、自治体中間サーバ、証明書コンビニ交付システム	個人住民税システム、団体内統合利用番号連携サーバ、自治体中間サーバ、証明書コンビニ交付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、イメージ管理システム	事後	
平成30年10月10日	I-3 個人番号の利用	第16項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の16の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月10日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携における法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2、3、4、6、7、10、12、13、19、20、23、25、28、34、35、36、40、43、44、47、49、50、51、55、58、59</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号、第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の2、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月10日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携における法令上の根拠	<p>(別表第2における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項</p> <p>27の項より、以下の情報照会が可能と定められている。 ・「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「都道府県知事」より「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等」より「年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「厚生労働大臣」より「失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの」</p>	<p>(別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	事後	
平成30年10月10日	I-5 担当部署	大久保 匡之	課長	事後	
平成31年2月4日	IV リスク対策の追加				
令和1年12月2日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課 072-824-1181	総務部総務課 072-825-2195	事後	
令和1年12月2日	II-1 対象人数	平成30年4月1日時点	令和元年12月1日時点	事後	
令和1年12月2日	II-2 取扱者数	平成30年4月1日時点	令和元年12月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月2日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携における法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の2、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の2の2、59条の3	事後	
令和1年12月3日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務(事務の概要)	【課税準備事務】 ①住民税の申告が必要な者に申告書を発送する。	【課税準備事務】 ①住民税の申告が必要な者に申告書を発送する。 ②給与支払報告書の提出義務がある者等に対し、給与支払報告書(総括表)を送付する。	事後	
令和1年12月2日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	財務部税務室市民税課 072-824-1181(内線2226)	財務部税務室市民税課 072-813-1114	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月4日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要	<p>個人市・府民税の賦課に関する業務とは、地方税法等の法律及び市税条例に従い、賦課期日である1月1日現在の住所で課税する道府県民税と市町村民税の課税事務のことを指す。</p> <p>【当初賦課決定事務】 課税資料として受付した個人毎の複数の課税資料を突合の上、賦課内容を決定し、税額等を本人へ通知する。 ①納税通知書の作成 賦課内容を基に、徴収区分毎に税額通知のための書類を作成する。</p>	<p>個人市・府民税の賦課に関する業務とは、地方税法等の法律及び市税条例に基づき、納税義務者の賦課期日である1月1日現在における住所所在の市町村で課税する道府県民税と市町村民税の課税事務のことを指す。</p> <p>【当初賦課決定事務】 受領した課税資料を個人毎に仕分けし、複数の課税資料を突合の上、賦課内容を決定し、税額等を本人へ通知する。 ①納税通知書等の作成 賦課内容を基に、徴収区分毎に税額通知のための書類を作成し、特別徴収義務者及び納税義務者に対し、通知する。</p>	事後	
令和2年8月4日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要	右記記載を追加	<p>【賦課更正事務】 当初賦課決定後、本市による所得の有無に係る調査、税務署に提出される修正申告書又は更正の請求等により賦課内容に変更があった場合、賦課変更を行い、税額等を納税義務者等に通知する。 ①賦課変更通知 賦課変更に係る税額等を特別徴収義務者及び納税義務者に対し、通知する。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月4日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要	右記記載を追加	<p>【調査事務】</p> <p>①扶養調査 適用している扶養控除等に誤りがないか調査する。本市で扶養親族が特定できない等の場合は、本人に対し照会を行い、扶養控除等の適用に誤りがあれば、賦課変更を行う。</p> <p>②未申告調査 当初賦課決定後、課税資料の提出がない納税義務者に対し、所得の有無について確認するため、住民税申告書を送付し、申告書の提出を催告する。</p> <p>③返戻調査 納税通知書等の送達を受けるべき者の住所等が不明である場合、賦課関係帳簿書類、実地及び市町村役場の調査を行い、送達すべき住所等を特定する。</p> <p>④地方税法第294条第3項に基づく通知 本市の住民基本台帳に記録されていないが、市・府民税を課税している者について、住所地市町村に対し、地方税法第294条第3項に基づく通知を行う。</p> <p>⑤税務署に対する通知 本市が行った調査に基づき、賦課変更が生じたことにより、国税当局においても所得税の変更を行う必要があるときは、本市が把握した賦課変更に係る情報を所轄の税務署へ通知する。</p>	事後	
令和2年8月4日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要	右記記載を追加	<p>【証明書発行事務】</p> <p>市・府民税の賦課情報について、申請に基づき、所得証明書・課税証明書を発行する。</p>	事後	
令和2年8月5日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務のシステムの名称	個人住民税システム、団体内統合利用番号連携サーバ、自治体中間サーバ、証明書コンビニ交付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、イメージ管理システム	個人住民税システム、宛名システム、団体内統合利用番号連携サーバ、自治体中間サーバ、証明書コンビニ交付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、イメージ管理システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月5日	I-3 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の16の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条、別表第1の16の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和2年7月3日	I-5 担当部署	財務部税務室市民税課	市民サービス部(市民税担当)	事後	
令和2年7月3日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	財務部税務室市民税課 072-813-1114	市民サービス部(市民税担当) 072-813-1114	事後	
令和3年12月24日	I-3 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条、別表第1の16の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条、別表第1の16の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携における法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号、第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の2の2、59条の3</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <p>第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	<p>番号法第19条第8号、第9号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <p>第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)</p>	事後	
令和3年12月24日	II-1 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年12月24日	II-2 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年10月12日	II-1 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年10月12日	II-2 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月13日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条、別表第1の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条、別表24の項	事後	
令和7年2月13日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号、第9号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)</p>	<p>・番号法第19条第8号、第9号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)</p> <p>(情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(48の項)</p>	事後	
令和7年2月13日	I-5 評価実施期間における担当部署	市民サービス部(市民税担当)	市民サービス部(税制・市民税担当)	事後	
令和7年2月13日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民サービス部(市民税担当) 072-813-1114	市民サービス部(税制・市民税担当) 072-813-1114	事後	
令和7年2月13日	II-1 対象人数	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年2月13日	II-2 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年2月13日	IV-8 人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策を記載	事後	